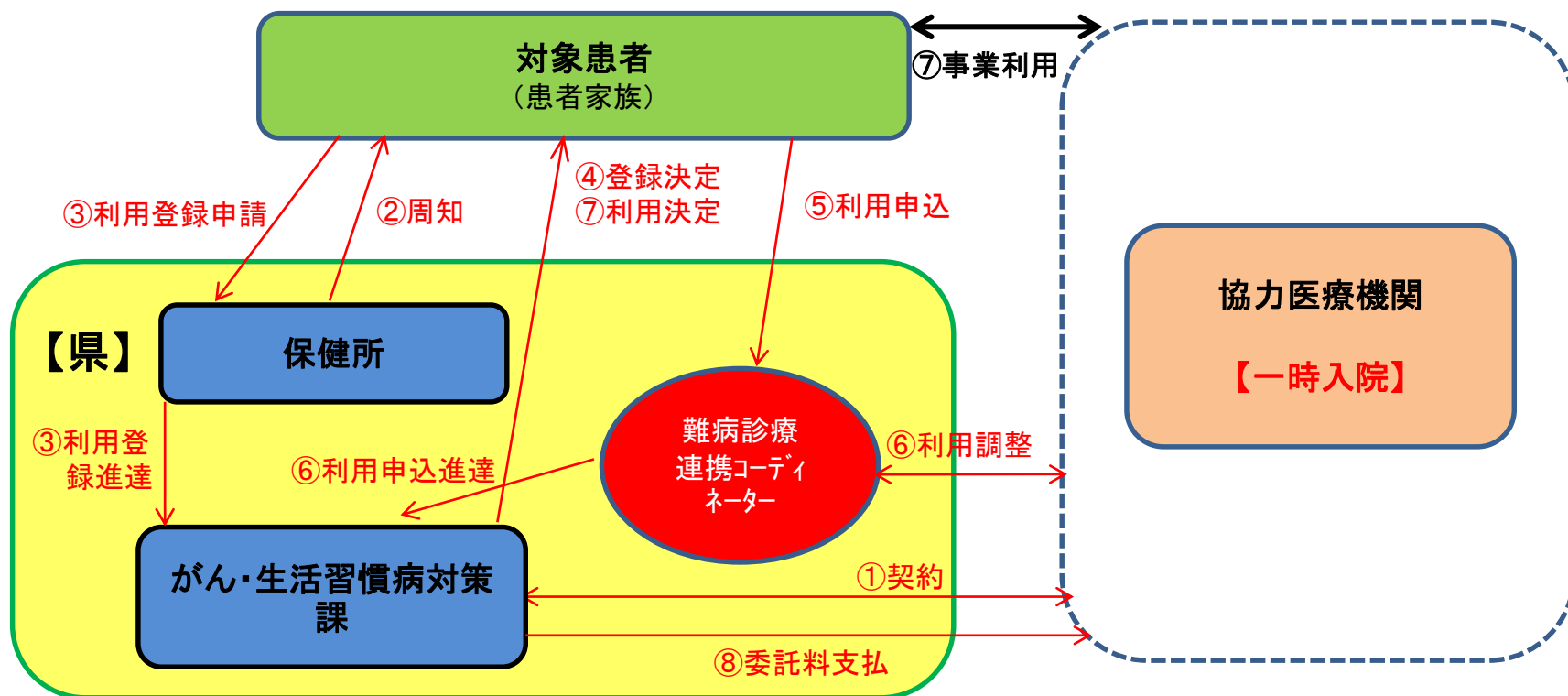


# 重症難病患者在宅療養支援事業(一時入院)～利用手順



- ①がん・生活習慣病対策課は、協力医療機関と毎年度委託契約を締結。
- ②保健所は、委託契約締結後速やかに、ちらしにより事業内容、利用手続等について対象患者に周知。
- ③対象患者(希望者)は、保健所へ利用登録申請(看護人派遣と共通)。保健所はがん・生活習慣病対策課へ進達。
- ④がん・生活習慣病対策課は、利用登録の可否を決定。
- ⑤対象患者(希望者)は、利用開始日の概ね1か月前までに(やむを得ない場合を除く)、難病診療連携コーディネーターに利用申込。
- ⑥難病診療連携コーディネーターは、がん・生活習慣病対策課へ利用申込の進達を行うとともに、医療機関と利用調整(移送方法を含む)。
- ⑦がん・生活習慣病対策課は、一時入院について利用決定⇒事業利用
- ⑧がん・生活習慣病対策課は、医療機関からの請求に基づき委託料を支払。